【資料２】

「（仮称）越谷市自治基本条例」素案説明会　質問・意見集

関連する章	関連する条	質問・意見の内容	地区	№
全般		・「です、ます」調にされたのは素晴らしいと思う。	大沢	1
全般		・全体にやさしい文章で市民にわかりやすいと思う。	南越谷	2
全般		・ですます調はたいへん感じがよい。	北越谷	3
全般		・やさしい文章でいいがまだボリュームが多いと感じる。	桜井	4
全般		・大変よくまとめられているので、余計な文言を付け加えないほうがよいと思う。	桜井	5
全般		・自治基本条例は市民や市の自由な活動を縛るおそれがある。表現は曖昧な方が他の条例も生きるのではないか。	越ヶ谷	6
全般		・越谷市の最高規範としての位置づけなので、憲法のように、拘束力がないこの形で良いと思う。	新方	7
全般		・条例制定後は住民投票などもできるのだから、漠然とした表現でなく、具体的に記述して欲しい。	越ヶ谷	8
全般		・文章を柔らかく書いているので、表現が努力目標的になっている。「～に努めます」という表現では、行政が「努力はしたのですが…」ということで終わってしまうのではないか。強制力を持たない言い回しで、きちんと機能するのか疑問だ。	大袋	9
全般		・前回の地区懇談会でも、もっと福利厚生について書いて欲しいと要望したが、第18条２項に「市民の福祉の増進に努める」とはあるが具体的な記述がない。もっと具体的に、子どもや高齢者、障がい者について良くなるような条文があれば、より良い市になると思う。	大袋	10
全般		・条例の文言はもっと厳しくても良いと思っていたが、自治基本条例自体は心の条例、精神条例だと言うことで納得した。その分、他の条例との整合性を精査して、実効性のあるものにしてほしい。説明会では最初に、そういった性格の条例であると述べていただくと分かり易いと思う。	大袋	11
全般		・条文の中に新しい言葉は一つもなく、宣言や憲章に書かれている内容と重複しているように思う。	南越谷	12
全般		・18条２項に「市民福祉の増進」という言葉は入っているが、それ以外にこの条文全体で「福祉」という言葉が使われていないのは何故か教えてほしい。	蒲生	13
全般		・自治とはどういうことか、詳しく分かり易く、文章で記述があった方が良いと思う。	越ヶ谷	14
全般		・市の施策を円滑に遂行するためには、市民に対する禁止条例と、この自治基本条例との整合性を説明してほしい。	大沢	15
全般		・本来であれば自治基本条例が先にあり、禁止条例がその後についてくると思うのだが、どうなのか。	大沢	16
全般		・市の総合振興計画や既存の条例や制度との整合はどの程度行ったのか。	市議会議員	17
全般		・第18条6項に国や県との関係が触れられているが、この自治基本条例と国や県の法律や条例、越谷市の既存の条例との整合性がほかに条例のどこに位置づけられているのか伺いたい。	出羽	18
全般		・他の条例や実際のコミュニティとのかかわりなど、この条例の位置づけがよくわからない。	南越谷	19
全般		・地域が一体となって、地域のまちづくりをどのように進めるのかを考えて実践していくことが大切になると思う。そのために、この条例を良いまちづくりを進めるためにどのように活用していくのかが大切であると考えている。	出羽	20
全般		・越谷市は50年の歴史を積み重ねた良いものがある。それをこの条例の内容に生かしている部分はあるのか。	新方	21

関連する章	関連する条	質問・意見の内容	地区	№
全般		・越谷市にはたくさんの川があり、水とともに生活していくことが豊かなまちづくりになることを強調してほしい。	南越谷	22
全般		・50周年を迎えた越谷市のまちづくりを、この条例をきっかけにさらに進めていきましょう。	北越谷	23
全般		・越谷市が東部地区のリーダーとしての責任があると思う。越谷市がよくなると近隣の市町村にもよい影響があるはずである。	桜井	24
全般		・市民の立場に立った運用を望む。	大相模	25
全般		・市民の中でも研究熱心な人や知識・経験の豊かな人は条例に関心があるかもしれないが、生活が大変で、それどころではない人もいる。条例が絵に描いた餅にならないようにしてもらいたい。	越ヶ谷	26
全般		・今年は市政50周年だが、これまでは、基本条例的なものはなかったのか。	大袋	27
全般		・現在、越谷市に自治基本条例はないが、現状で何が足りていて何が足りていないのか、議論していたら教えてほしい。	大袋	28
全般		・市議会の反応はどうか。反発などはないのか。	越ヶ谷	29
全般		・自治基本条例制定時期の目標はいつか。	越ヶ谷	30
全般		・この素案の中で、警察や消防との連携関係が盛り込まれていないのは何故か。	出羽	31
全般		・国または県から、自治基本条例作成についての統一した指針などは出ていないのか。	川柳	32
全般		・国・県の統一した指針がないと、近隣の市町村との共同するような時、弊害があるのではないか。	川柳	33
全般		・市自治基本条例のよって立つ国の基本法令は何ですか。	川柳	34
前文		・文章表現に違和感がある。日光道中とあるが、一般的に道中とは旅の期間を指す。旧日光街道と置き換えた方が良いのではないか。また、貴重な農地とあるが、貴重という言葉には「得難い」という意味がある。正確さを期すためにも、３割程度農地が残るとした方が良い。	大袋	35
前文		・前文に「市となって半世紀余」とあるが、この条例はこれからどの位先のことを見越しているのか。条例の趣旨から考えれば、「半世紀余」という文言は適切ではないと思う。	大沢	36
前文		・前文の「人の和が大切にされる・・・成長していくことを期待しています。」という表現は、人ごとのように感じる。	市民会館	37
前文		・前文の「期待しています」の表現は第三者的ではないか。	川柳	38
前文		・前文の「水と緑」のあとに「太陽」が入っているのはなぜか。違和感があるように感じる。	川柳	39
前文		・前文に「参加と協働の自立都市　越谷」とあるが、「自立した都市」という点についての言及がうすい。もっと明確に打ち出してほしい。	市民会館	40
前文		・前文「自立都市　越谷」とあるが、何を指して「自立」といっているのかわかりにくい。	北越谷	41
前文		・前文がもっとも大事なので、もう一度文言を磨き上げて、みんなが納得できる、概念づかみがここで全部できる、思いのこもった無駄のない文章にしてほしい。	北越谷	42

関連する章	関連する条	質問・意見の内容	地区	№
前文		・前文は素晴らしい文章であると思う。私の所属する地域には1100弱の世帯が住んでいるが、自治会に加入しているのはその３分の２である。自治会は任意団体というようにされているが、加入されていない方も、ゴミ収集のことや、自治会の行事にはそのお子さんも参加される。その方たちにも公平にサービスを届けるためにも、自治会の加入率の向上に繋がるような文言もいれてほしい。	大沢	43
前文		・少子高齢化になり、年を取り体力の衰えがあるからこそ、心豊かに生活するために、すべての世代に教育は必要だと思う。人と人とのコミュニケーションを進めるためにも教えあい、学びあい、語り合うことが必要だと思う。この点を前文の中に書き込んでほしい。	南越谷	44
前文		・前文を読むと現状維持でいいのだと言っているように感じた。都市としての未来構想には触れていないと感じたがそのような理解でよいのか。	市議会議員	45
第１章	第1条	・条例の目的について。第１条の目的に「市政の運営」云々とあるが、そのような立場ではなく、越谷市民が生活と人権を基本的にした立場として条例を作り上げる、ということをはっきりさせるべきではないか。	市民会館	46
第１章	第1条	・自治基本条例を改めてここで作る目的とは何か。	越ヶ谷	47
第１章	第2条	・この自治基本条例と、既存条例との整合性はどうなっているか。	大相模	48
第１章	第2条	・２条２項に既存の条例は整合が図られるとあるが、どう整合性を図っていくのか。	北越谷	49
第１章	第2条	・最高規範と明記されているが、他の条例との関係性や整合性はどのように考えているのか。	桜井	50
第１章	第2条	・この素案に、既存の条例と自治基本条例の間で、今後どのような整合が図られていくのかについて十分に盛り込まれているのかどうかを教えてほしい。	出羽	51
第１章	第2条	・第２条に最高規範であると条文にあり、憲法的な意味合いを持つ条例なのに、推進会議を置くとしている。では、推進するのは誰なのかという疑問を感じた。	市議会議員	52
第１章	第3条	・第３条の記述は「市民」が最初ではないか。	川柳	53
第１章	第3条	・第３条の「市民」の定義について伺いたい。「市民」はこの条文で大きな位置を占めると思う。「働き、学び、または活動する個人や団体をいいます」とあるが、一時的に市に滞在する人も「市民」として規定するのか。その内容を具体的に説明してほしい。それが明確でないと以下の条文にも関わってくると思うのでどうなのか教えてほしい。	大沢	54
第１章	第3条	・第３条の市民の定義について、企業は良いと思うが、在勤者、在学者も市民に含めるのは違和感がある。住民と同じ感覚で市政に参画しているとは思えない。条例によって、市民の規定を色分けした方が良いのではないか。	増林	55
第１章	第3条	・３条（４）「執行機関」、15条３項にも「執行機関」とあるがわかりにくい。	北越谷	56
第１章	第3条	・第３条「まちづくり」や第９条「すすめます」を平仮名表記にした意味がよくわかない。市民全員がわかるような表現を使ってほしい。	荻島	57
第１章	第3条	・「市政」の定義は、「行政が行うもの全般」と受け取れるが、この中に議会も含まれるのか。	市議会議員	58
第１・５章	第3・18条	・行政の条文の言い回しについて他の具体的な言い方のほうが良いのではないか。まわりくどいように感じる。	川柳	59
第２章	第4条	・第４条・５条について、住んでいる人には周知しやすいと思うが、それ以外の市民となる方についてはどのように周知するのか伺いたい。	大沢	60
第２章	第5条	・市民が主体となって作った条例ならば、第５条の「市民の参加が基本となるような」という表現では弱いと感じる。「市民の参加を原則として」などもっと強い表現にしたほうがよいと思う。	南越谷	61

関連する章	関連する条	質問・意見の内容	地区	№
第２章	第7条	・情報共有について条文にあるが、個人情報保護法が壁となり、実際に実現できるのか心配に思う。	南越谷	62
第２章	第7条	・情報共有について条文に書かれると情報公開の拒否はなくなるか。	桜井	63
第２章	第7条	・第７条に「情報を共有する」とあるが、学校の耐震工事や市民病院の状況などをみても、行政側には「言いづらいことは言わない」という現状がある。この条例ができることで、市民と行政が情報を共有できるのか。	大袋	64
第３章	第8条	・第８条にある「文化」はかなり幅が広いがどこまでを「文化」と言うのか。	大沢	65
第３章		・第3章には福祉的な要素が盛り込まれているという説明があったが、この条例が最高規範性を持つものであるとしたら、具体的に3章に「福祉」という文言を入れていったほうが良いと思う。	蒲生	66
第３章		・市内の商業看板の設置が野放し状態だ。この条例でいう「豊かな地域環境の創造」に反すると思うが、この条例を使って看板の規制ができるのか。	大相模	67
第３章	第9条	・レイクタウンにイオンを誘致している市の方向性と前文に掲げている自然環境を守っていくという観点がずれているように感じる。本当に自然が守れるのか心配になる。	南越谷	68
第３章	第9条	・９条２項「主体的に」が抽象的でわかりにくい。「自発的に」「自ら喜んで」などではないのか。	北越谷	69
第３章	第9条	・９条２項に「自然環境の保護、保全および創出」とあるが、越谷市環境条例では、ペットが近隣に迷惑をかけていることや屋敷林の保全などに規制ができない。そのような事例にこの章はどのように繋がるのか。また、越谷市では緑のトラストなどで緑地の保全ができないのか。	蒲生	70
第３章	第9条	・脱石油や脱エネルギーなど自然エネルギーの活用をまちづくりの事業として位置付けてほしい。	南越谷	71
第３章	第9条	・第９条３項「スポーツ・レクリエーションを楽しみながら、…文化を育成する」となっているが、スポーツ・レクリエーションと並列にして文化も入れた方が良い。	大沢	72
第３章	第9条	・９条３項「新たな文化」とひとくくりにするのではなく、越谷らしさを出して具体的にしたほうがよい。	北越谷	73
第３章	第9条	・第９条３項で「スポーツ・レクリエーション活動を楽しみながら」とあるが、表現としてもっと厚みがあっても良いのではないか。例えば、文化活動や福祉、健康や平和の活動など、他にもいろいろあるのではないか。	増林	74
第３章	第9条	・開発と産業誘致のバランスが難しいと思う。	桜井	75
第４章	第10条	・第10条、市民の権利について、「市民」に障がい者は含んでいると考えて良いのか。	新方	76
第４章	第10条	・「市民」の定義についてわかりやすく、明確にしてほしい。	川柳	77
第４章	第10条	・第10条２項にある「市が保有する情報」とは何を指すのか。自治会で敬老のお祝いをするために、市に住民の生年月日を教えてもらおうとしても個人情報保護の観点から情報をもらうことができない。個人情報保護法等との兼ね合い、法令の許す範囲というのか、どのような情報を想定しているのか。	大沢	78
第４章	第10条	・第10条3項の各種の行政サービスとは具体的にどのようなことを指すのか教えてほしい。	大沢	79
第４章	第10条	・第10条3項の行政サービスは「各種」ではなく、具体的に「福祉、医療、教育」を入れた方が良いと思う。	大沢	80
第４章	第10条	・市民の定義と権利や責務の内容の整合をとる必要がある。市の住民でなくても、公平にサービスするのか。	川柳	81
第４章	第10条	・第10条４項に子どもについての権利をいれたのはとても良いと思う。さらに「子どもは豊かな地域環境の中で育まれる」というような文章も入れた方が良いと思う。	大沢	82

関連する章	関連する条	質問・意見の内容	地区	№
第４章	第10条	・第10条４項に子どもについては書かれているが、高齢者に対してはどこにも書かれていない。高齢者は市のために貢献してきたのに、最近では切り捨てられている感がある。目上の人に対する尊敬の念や敬う心について条文でふれたほうがよいと思う。	荻島	83
第４章	第10条	・第10条4項に「子ども」は取り上げられているが、高齢者については記載されていない。蒲生地区も高齢化が進んでいて、高齢者の日常生活にも不自由が生じている。若い人や高齢者の意見も入れ、高齢者の立場に立った条例にしてほしい。	蒲生	84
第４章	第10条	・第10条の市民の権利について、４項に「子どもは」とあるが、高齢者や障がい者についての記述はないのに、なぜ子どもだけが別に記載されているのか。子どもは何歳までを指すのか、子どもの定義はあるのか。「年齢に応じて市政に参加する権利がある」とあるが、何歳でどのような権利があるのか。	増林	85
第４章	第10条	・第10条４項について、子どもは保護者のもとで生活する存在であるので「権利を有する」という表現には違和感がある。「参加することができる」とか「意見を表明することができる」等の表現の方が良いのではないか。	増林	86
第４章	第11条	・11条の市民の責務について、言及が弱いのではないか。	北越谷	87
第４章	第11条	・市民の権利と責務とがあるが、権利に比較して責務が少ないのではないか。市民の中には税金を払ってさえいれば良いという人もいる。	越ヶ谷	88
第４章	第11条	・自治を進めるためには財政面での根拠が必要だと思う。市民の責務としてボランティアや寄付などもあってもいいと思う。その辺をはっきり書いてもいいのではと感じた。	南越谷	89
第４章	第11条	・自治を推進するのが越谷市（市長）であり、市民が推進するとの表現は適切ではないのではと思う。それならば、１１条２項に「市民は積極的に地域コミュニティに参加し」という文言を入れたほうがいいと思う。自治会に加入したほうがよいとの文章がないと感じた。	桜井	90
第４章	第11条	・市民の中には行動することに遠慮がある人もいる。責務として明記されて入れば、胸を張って行動できるのではないか。	越ヶ谷	91
第４章	第12条	・第12条の「市民活動団体」と「地域コミュニティ組織」は具体的にどのような組織･団体を指すのか教えてほしい。	大沢	92
第４章	第12条	・第１２条にある地域コミュニティ組織、また市民活動団体とは、具体的にどのような団体を指すのか教えて欲しい。	増林	93
第４章	第12条	・地域コミュニティに自治会は含まれるのか。市民活動団体とはなにか。	桜井	94
第４章	第12条	・12条１項「人間性豊かな」が抽象的でわかりにくい。	北越谷	95
第４章	第12条	・第12条２項に「市民活動団体は‥（中略）・・市民の生活を支えあい」となっているが、市民活動団体の定義を明確にしていただきたい。また、市はその連携を把握していても相互に結びつけることは行っていない。連携促進を市も主導的に行ってほしい。	大沢	96
第４章	第12条	・第12条３項の「地域コミュニティと市民活動団体は、連携を図り」とあるが、双方の連携とは具体的にどのようなことなのか、また、市が主導で行うのか。	大沢	97

関連する章	関連する条	質問・意見の内容	地区	№
第４章	第12条	・今、自治会の中で問題になっていることは、転居しても自治会に加入しない人がいたり、高齢になり、活動に参加できなくなったので離脱したりする人が多くなり、加入率が低下している。しかし、地域活動の基盤となっているのは自治会だと思う。条文の中にはたくさんの団体を示唆する用語が出でくるが、自治会の位置づけが感じられない。行政と自治会との関係についてもっと触れたほうがいいと感じた。	南越谷	98
第４章	第12条	・地域で自治会や子ども会の加入率をあげるために、この条例のどの部分を活用できるのか。	大相模	99
第４章	第12条	・自治会などへの加入を促進できるように、地域コミュニティとは具体的にどういうものかを条例解説に加えてほしい。	大相模	100
第４章	第12条	・自治会に加入するための条例はできないのか。現状は任意加入で加入率が低い。スムーズに加入を勧める条文があった方が良い。	越ヶ谷	101
第４章	第12条	・自治会の加入率が低くなっているが、市から依頼された仕事をたくさん請け負っている。協働というが市が自治会におんぶしているだけに感じる。	桜井	102
第４章	第12条	・自治会活動の担い手不足で困っている。審議会委員は地元の自治会活動に満足しているのか。	越ヶ谷	103
第４章	第12条	・旧市街が過疎になっている。100世帯を欠く自治会もある。高齢化も進んで、何かするにしても人手がない。最近、自治会の仕事が増えて困っているのだが、そういった現状も考えなくてはいけないのではないか。	越ヶ谷	104
第４章	第12条	・自治会の現場では、身近なことに突っ込んだ内容が必要だ。この内容では、どこまで浸透できるか疑問だ。	越ヶ谷	105
第４章	第12条	・骨子案意見集4ページ、大相模地区の中に「自治会に未加入の人にもっと情報を出すべきだ」という意見があるが、自治会に未加入の人たちの中には身勝手な人が多いのにどうしてそこまで配慮しなければならないのかと思う。	出羽	106
第４章	第12条	・自治会を批判している意見とはどんなものか。（説明会終了後の意見：高齢になり、ごみ当番ができないと自治会に申し入れたところ、当番が回ってくる毎に3000円を自治会に納入するよう言われた人がいるそうだ。）	桜井	107
第４章	第12条	・市に問い合わせたところ、これからは自治会よりコミュニティ協議会が主体となり地域活動を進めていくと言われた。交付金もコミ協に入っている。しかし、このような説明会の案内がきて、積極的に参加しているのはほとんどが自治会長だ。	桜井	108
第４章	第12条	・越谷市のボランティア活動は社協が仕切っていて、自由に参加しにくいと思う。	越ヶ谷	109
第５章		・第５章では「努めます」との表現が多いが、評価はどのようにするのか。	荻島	110
第５章	第13条	・第５章の議会とは越谷市議会を指しているのか。また、議員とは越谷市議会議員を指しているのか。	越ヶ谷	111
第５章	第13条	・第13条に議会の責務について書かれているが、13条の１～３項は削除した方が良いのではないか。その上で、４項に議会の役割と責務を別途定めるとしたらいかがか。	大袋	112
第５章	第13条	・第13条４項は議会に議会基本条例を作った方が良いと促しているのか。	大袋	113
第５章	第13条	・第13条４項は議会基本条例のことを示唆していると感じるが、この条文を入れるに至った経緯や思いについて聞きたい。	市議会議員	114
第５章	第14条	・14条の議員の責務について。選挙以外の市民のチェック機能について言及したらどうか。たとえば、議論の要約をわかりやすく提示し市民が意見をいいやすいようなしくみなど。	北越谷	115
第５章	第14条	・14条について。議員になる人は自分の考えももっているはずなので、この条文では自主的な意見が言えなくなるのではと感じた。	桜井	116

関連する章	関連する条	質問・意見の内容	地区	№
第５章	第14条	・第14条に「議員は、市民の代表として…」とあるが、在勤者や在学者に市議会議員選挙の投票権はないのでおかしいのではないか。議員はやはり在勤者・在学者の代表ではないので市民の定義を見直すべきである。	増林	117
第５章	第15条	・15条の市長の責務しか述べていない。	北越谷	118
第５章	第15条	・15条３項の「市民の負託」は法律用語なので難しくてわからない。「市民の望み、思い、要望」などのわかりやすい言葉に換えたらどうか。	北越谷	119
第５章	第15条	・第５章に市長や職員の責務とあるが、行政運営の原則として当然のことなので、自治基本条例に入れる必要があるのか疑問だ。	越ヶ谷	120
第５章	第16条	・第１６条、１７条のような市職員の責務や公益通報の義務などはあたりまえのことなので書かなくてもよいのではと思う。	南越谷	121
第５章	第16条	・職員の責務というのは自治基本条例にそぐわないのではないか。	越ヶ谷	122
第５章	第16条	・職員には、しっかり業務を遂行して貰わないと困る。職員の責務は絶対に条例に入れて欲しい。	越ヶ谷	123
第５章	第16条	・市職員の責務や公益通報の義務など、市民が感じていることとしてあえて書くべきだと思う。	南越谷	124
第５章	第16条	・16条、17条、18条などの「公正」「公平」は立場によって解釈が違う言葉なので、もっとわかりやすくしてほしい。	北越谷	125
第５章	第17条	・第17条は「事実を通報しなければならない」との義務規定的な強い表現を使っている。内部告発的な感覚があるが、運用上問題が生じるのではと心配である。	荻島	126
第５章	第17条	・第17条と第21条の用語について、「…なければなりません」と強く表現した意味は何か。	新方	127
第５章	第17条	・第17条の意味が分からない。どこに何を通報するのか。	越ヶ谷	128
第５章	第17条	・国では省庁ぐるみの不正もあると聞く。第17条にある公益通報は非常に大切な条文だ。	越ヶ谷	129
第５章	第17・20条	・越谷市では情報公開や附属機関の委員の公募についてはだいぶ定着してきた感がある。しかし、第17条の市職員の公益通報や第20条の行政の横断的な組織運営についてはまだまだ十分ではないと感じている。だいぶ達成できたものと未達成のものが条文の中に混在している。表現の強弱をつけたほうがよいと思うがいかがか。	市議会議員	130
第５章	第18条	・18条について。「スピーディーに」とか「すみやかに」という文言が入ってもいいと思う。	桜井	131
第５章	第18条	・自治基本条例ができたら、行政サービスの何が変わるのか教えて欲しい。	大袋	132
第５章	第18条	・18条の、法令の自主解釈はどの程度できるのか。	桜井	133
第５章	第18条	・第18条で公平・公正とあるが、お金の透明性をどう担保するのか、きちんと書いて欲しい。	越ヶ谷	134
第５章	第18条	・第18条２項に「市民福祉の増進」とあるが、目的はそれだけで良いのか。もっといろいろなことがあるのではないか。	越ヶ谷	135
第５章	第19条	・第１９条「財政運営」について。懇談会意見集18ページに政策担当の市職員の意見が出ており、現状では「財源に関しては法律や国の制度などに大きなしばりがかけられている」とある。財源が出てこないのであれば、19条は絵に描いた餅になってしまうのではないだろうか。具体的にどのように進めるのか教えてほしい。	蒲生	136
第５章	第20条	・20条１項の「横断的な調整」とはどういうことか。	北越谷	137
第５章	第20条	・20条１項の「組織」がわかりにくい。何を指しているのか。	北越谷	138
第５章	第20条	・第20条の「行政はその組織が…」とあるが、「その」は何をさすのか。行政の組織を指すのであれば、「行政組織が…」と書いた方が分かり易いのではないか。	増林	139
第５章	第20条	・第２０条１項の、行政の組織が横断的な調整を図るという表現は死守してほしい。	南越谷	140

関連する章	関連する条	質問・意見の内容	地区	№
第５章	第21条	・第21条１項は「努めなければなりません」２項は「努める」と変えた意味がわかりにくい。	荻島	141
第５章	第21条	・21条２項に近隣の日常的な信頼関係について書かれているが、まさにその通りで、地域のつながりを大切にできるような条例になったらいいと思う。	北越谷	142
第５章	第21条	・第21条２項に「市民は…相互の信頼関係を築くことに努めます」とあるが、非現実的である。行政・市民が地域コミュニティを育てる、地域コミュニティの推進を実現するための何らかの方策を加えて欲しい。それがないのであれば、むしろ２項は不要である。	増林	143
第５章	第21条	・第21条、危機管理について、「行政は」「市民は」と並列にしているのはどうしてか。	新方	144
第５章	第21条	・第21条の危機管理について、どのような組織を作ろうと考えているのか。	大袋	145
第５章	第21条	・第21条の危機管理についての組織には、専門的な訓練を受けた人や専門的な知識のある人がいないと緊急時に対応できない。そういった組織を作って欲しい。	大袋	146
第６章	第22条	・第22条の行政評価について、「外部による評価」とは具体的にはどういうものをいうのか。	大相模	147
第６章	第22条	・第22条、行政評価の「外部評価」とは何を指しているのか。	荻島	148
第６章	第22条	・第22条の第1項、「評価を実施します」ではなく、「評価を受けます」の方がわかりやすい。	新方	149
第６章	第22条	・第22条の１と２の記述順序が逆ではないか。	川柳	150
第６章	第22条	・行政評価の第22条と財政運営の第19条について。行政評価と、予算・決算との連動はあるのか。	市民会館	151
第６章	第23条	・市民公募の委員が増えることは、良い面と悪い面がある。委員の構成にはバランスが必要だ。	大相模	152
第６章	第23条	・第２３条、２４条、２５条中に「努めます」という表現がたくさんあるがもっと強い表現にできないかと感じた。	南越谷	153
第６章	第23条	・23条などにある「努めます」は弱いので「します」などに言い換えたらどうか。	北越谷	154
第６章	第23条	・まだまだアリバイ的な市民参加だと感じることが多いので、きちんとした手続きで市民参加ができるようにすべきと思う。	荻島	155
第６章	第23条	・市民参加について、企業が入っていないが、企業に対する配慮はどうなっているのか。	越ヶ谷	156
第６章	第23条	・第23条２項の市民公募について、行政が恣意的に人選することがないよう、公募については第三者機関に委ねてはいかがか。	大袋	157
第６章	第23条	・第23条の市民公募について。審議会等の委員に、いわゆるあて職や名誉職というものは意味がないが、コミ協や連合自治会の中にも市政に関心のある人もいるのだから、市民公募だけではなく住民団体からの委員も重要である。	新方	158
第６章	第23条	・第23条の３に「自らの意思を伝えることが困難な市民」の例として障がい者等とあるが、そういう主旨であるなら高齢者も併記すべきではないか。もしくは障がい者等の表現がない方が、より広範囲の対象者に審議会等に参加するにあたっての援助が受けられ易くなるのではないか。	増林	159
第６章	第23条	・23条３項「障がい」はなぜひらがななのか。	桜井	160
第６章	第24条	・第24条では「行政は、地域コミュニティ組織や市民活動団体との協働を推進する」となっているが、現在あまり市が積極的に関与していない。これから積極的に関与してもらえるのか、教えてほしい。	大沢	161
第６章	第24・25条	・お金の問題などで、例えば「支援します」という表現があると、それが既定事実となってしまう恐れがある。公平性をどう担保するのか。	越ヶ谷	162
第６章	第24・25条	・ボランティア団体などに対する補助について、有効に使われているのか、もっと細かく公開すべきだ。	越ヶ谷	163
第６章	第24・25条	・50年後を考えると税収も半分になる。何もかも要求するのでなく、優先順位をつけて物事を進めていくことが大切だ。市民のグループやクラブ活動などでも、市から補助を貰っている団体は３年に１度は活動報告を行い、再登録するなどの必要があるのではないか。	大袋	164

関連する章	関連する条	質問・意見の内容	地区	№
第６章	第26条	・行政と自治会の関わりについて、行政は予算を取って事業を行うだけではなく、市民の意見を良く聞いて、市民が納得した上で事業を行って欲しい。行政と自治会の話が行き違って、無駄な事業になってしまう例がある。行政は情報を広く公開し、基本的な計画や具体的な計画、予算案において、市民の意見を取り入れて修正する、そういう仕組みを作ってほしい。	大袋	165
第６章	第27条	・この条例は全体的に精神論的なことが多いのに、第27条の住民投票だけが具体的なのはなぜか。	北越谷	166
第６章	第27条	・住民投票は非常設型のようであるが、とうして常設型ではないのか。	新方	167
第６章	第27条	・第27条の「住民投票」は、実現していくようにするためには、どのように進めるのか。	蒲生	168
第６章	第27条	・27条の住民投票について、条文ができると住民投票ができるようになるのか。	越ヶ谷	169
第６章	第27条	・住民投票の第27条に「条例案を添えて請求」とあるが、一般市民に条例案づくりは難しいのではないか。また、条例づくりの際に市がアシストできるしくみはあるのか。	市民会館	170
第６章	第27条	・27条１項の「18歳以上」はほかの法律に抵触しないのか。	北越谷	171
第６章	第27条	・第27条について、住民投票を18歳以上とするのは良いが、地方自治法に反することはないのか。	新方	172
第６章	第27条	・第27条は18歳以上が住民投票の請求ができるという意味だと思うが、投票する際には既存の選挙人名簿とは別の独自の投票人名簿を想定しているのか。	市議会議員	173
第６章	第27条	・第27条の住民投票で市内に住所を有する18歳以上の者とあるが、市民でなくても、外国人でも良いのか。	大袋	174
第６章	第27条	・第27条の住民投票について、対象は20歳以上で良いのではないか。18～19歳では判断主体になれる者ばかりではない。大学生や専門学校生なども多く責任ある判断ができるのか疑問だ。	増林	175
第６章	第27条	・第27条で請求できる年齢を満18歳としているが、本当に18歳で良いのかどうかと、また、「別に定めるものは」とあるがその具体的な中味を聞かせてほしい。	大沢	176
第６章	第27条	・第27条　「別に定めるもの」とは何を指すのか。	荻島	177
第６章	第27条	・27条の「別に定めるもの」とはなにか。	桜井	178
第６章	第27条	・27条１項の「別に定めるもの」とは何か。	北越谷	179
第６章	第27条	・27条の住民投票を請求できる者の総数とはなにか。またなぜ５０分の１なのか。	桜井	180
第６章	第27条	・第27条、住民投票について、「その総数の50分の１以上」の「その」とは何か。	大相模	181
第６章	第27条	・第27条の住民投票について、市民の１／50以上の連署で実施を請求できるとあるが、実感として５千人くらいの署名などすぐに集まってしまう。基準が低すぎるのではないか。	増林	182
第６章	第27条	・27条の住民投票は、安易に使われることがないようにしてほしい。	北越谷	183
第６章	第27条	・27条３項「地方自治法の規定の例によります」は、ほかの意味にも解釈できるので、わかりやすくしてほしい。	北越谷	184
第６章	第27条	・第27条第4項「市は住民投票の結果を尊重します」の「尊重します」の意味は具体的にどういうことか。	大相模	185
第６章	第27条	・第27条４項の、「尊重します」だけでは単純だと感じた。	荻島	186
第６章	第27条	・第27条について。住民投票の結果は、議会に対しての効力があるのか。	市民会館	187
第６章	第27条	・住民参加は大事だが、事件が起きたり、国や県の施策で緊急に対応がしなければならなかったりした時に市民の意見を聞いていると対応が遅れるのではと心配される。緊急課題の対応はどのようにすべきと考えているか。	荻島	188
第６章	第27条	・27条の住民投票の対象となる領域があるのか。細則は必ずつくってほしい。	桜井	189
第７章	第28条	・今後、この条例をいかに推進していくのかが一番大切であると思う。どのように進めるのか教えてほしい。	大沢	190
第７章	第28条	・第28条の推進会議とはどういうものか。もう少し具体的に説明してほしい。	増林	191
第７章	第28条	・28条の推進会議について。最高規範であるこの条例を有効に活用するため、運用規則や段取りなどについて、もっと具体的な内容を盛り込んでほしい。	北越谷	192

関連する章	関連する条	質問・意見の内容	地区	№
第７章	第28条	・この条例を推進することが大切だと感じるが、普遍的な条例を運営するための推進会議の具体的なイメージはあるのか聞きたい。	市議会議員	193
第７章	第28条	・この条例は、第７章がポイントだと思う。第７章が上手くできていないと、条例制定後、上手く実行されないのではないか。	越ヶ谷	194
第７章	第28条	・この条例が空論にならないように、行政はどう実施していくかが大切だ。	新方	195
第７章	第28条	・第７章の推進会議について。行政と市民の橋渡し役として、どういう仕事をするのか。	市民会館	196
第７章	第28条	・第7章の「推進会議の設置等」についてであるが、どのように進めるのか。またＰＤＣＡサイクルのような具体的な手法を取り入れ、きちんとチェックする体制を整えなければならないのではないだろうか。	蒲生	197
第７章	第28条	・今までの条例はつくりっぱなしでフォローがないのが問題だ。フォローアップをする規則を併設しなければ条例の意味がない。この自治基本条例を柱にして、それをフォローアップするその他の部分を進めていってほしい。	新方	198
第７章	第28条	・この条例に、各種の法律にあるような罰則規定はそぐわないが、成果やそれを維持すること、その評価などは必要だ。それらをどのように行うのか。	新方	199
第７章	第28条	・第28条の「推進会議」のメンバーはどういう人がなるのか。	大相模	200
第７章	第28条	・第28条の「推進会議」と越谷市自治基本条例審議会の関係はどういうものか。	大相模	201
第７章	第28条	・第28条の推進会議について、同時期に第４次総合振興計画も審議会方式で作られるかと思うが、その相互関係についてどう考えているのか。	増林	202
第７章	第28条	・第7章の推進会議について、何をどうするのかが曖昧だ。具体的でない。この内容では、市長の意思によって、推進会議のメンバーの選任方法、任期、構成などが左右される可能性があるのではないか。条文でもっと具体的に明記してほしい。推進会議のメンバーは、今回の審議会のように基本的に公募中心にするなどとしてほしい。	新方	203
第７章	第28条	・第28条に推進会議を設置するとあるが、委員は公募するのか。推進会議には大きな権限があるようだが、学識者や地区の要職にある人なども含め、委員の構成はどのようにするのか。	大袋	204
第７章	第28条	・推進会議はワンマン首長だと難しい時もある。不偏不党な位置づけをお願いしたい。	荻島	205
第７章	第28条	・第７章の推進会議について、市長が替わるたびに運営方法が変わるような要素を残しているのではないかと危惧する。市民の立場に立つことを強調してほしい。	市民会館	206
第７章	第28条	・推進会議が市長のサポートをして選挙に利用されるようなことにならないか。	越ヶ谷	207
第７章	第28条	・第28条について、越谷市の憲法を推進する機関が市長の附属機関で良いのか。独立性が確保されていないと監査、評価ができないのではないか。政治色がついてしまわないか心配だ。	大袋	208
第７章	第28条	・第28条の推進会議を市長の附属機関とした経緯や理由を聞きたい。	市議会議員	209
第７章	第28条	・条例は実効性が大切。推進会議は、市長の附属機関ではなく、独立した第三者機関的なものが良い。	新方	210
第７章	第28条	・推進会議と議会との関係も問題になってくると思う。	桜井	211
第７章	第28条	・第28条の推進会議について、内容は別条例で定めるとのことだが、その条例は審議会で作るのではないのか。また、推進会議委員の任期、選出方法などは話し合われているのか。	増林	212
第７章	第28条	・第28条の推進会議について、内容は別条例で定めるとのことだが、今の審議会で叩き台を作って出発するイメージで良いのか。	増林	213
第７章	第28条	・第28条について。この推進会議は常設になると思うが、市長からの諮問だけでなく、自主的な意見提出を行うとすると会議の招集は誰がするのか。また、改正の場合の発案者は誰になるのか。	荻島	214
その他		・駅やコンビニに広報を置いたり、インターネットで広報していることは知っているが、市外から通勤・通学する人には駅を通らない人も多いと思う。その方たちにも学校を通じて配布するなど周知方法を考えてほしい。	大沢	215

関連する章	関連する条	質問・意見の内容	地区	№
その他		・条例がつくられたことをどのように周知していくのか。特に毎年１８歳になった人たちにどのように周知していくのか。	桜井	216
その他		・子どもに、それぞれの年齢に合わせて、この条例に関して学ぶ機会を設けてほしい。	新方	217
その他		・この条例ができたら、世帯に1冊ずつ配布されるか。	大相模	218
その他		・周知するための運用規程をつくるのか。	桜井	219
その他		・この条例の運用規則の制定について、その計画・段取りはどうなっているのか。短期間に制定しないとならないのではないか。	北越谷	220
その他		・条例の作成過程での審議会での討議内容が重要だと思うので是非公表してほしい。	川柳	221
その他		・逐条解説のフォローで条例が生きてくる以上、逐条解説が非常に大事になってくると思う。	川柳	222
その他		・逐条解説を作成したら、改めて説明会が必要ではないか。	川柳	223
その他		・市長に答申する際に、素案の他に審議会委員の考え方や各地区で出た意見を文章にまとめたものを合わせて答申したら、より素案が生きると思う。	越ヶ谷	224
その他		・この自治基本条例案を市長が提案をして、市議会で反対や修正が提案された場合に、この条例を策定した趣旨が守られるのかを伺いたい。	出羽	225
その他		・この条例を推進するために教育基本条例のようなものを推進会議でつなげてほしい。またそのような条例に対しては他市の例にある１%条例にするなど、財政的な裏付けが確保できるようにしてほしい。	南越谷	226
その他		・個人情報の取り扱いに苦慮している。他の自治体では限定された条件の下で個人情報を上手く活用している所もあると聞く。範囲と条件を設けて個人情報をもっと活用しやすくできる条項を入れてほしい。	増林	227
その他		・蒲生地区は草加市との境界にあり地区としては広く、また南北に分断されているので、地域コミュニティ組織づくりが大変難しい。自治基本条例では行政区分の整理統合をどのように考えているのか教えてほしい。	蒲生	228
その他		・条例の目的は市民の安全ということである。蒲生地区は分断されているのが問題であり、近い将来問題になることであると思う。その時のためにも市民の意見や要望は最大限尊重するというようなことを一文でも盛り込んでほしい。さらに円滑な整備統合の見直しを盛り込んでほしい。	蒲生	229
その他		・越谷市は住民税が高いと感じる。これからは企業誘致も必要だと思う。自然を守ることと産業の発展とをどのように進めていくべきと考えているのか。	桜井	230
その他		・条例を作ってほしいとの声が市長や議員から聞こえてこない。	桜井	231
その他		・審議会委員の名簿を発表して欲しい。	越ヶ谷	232
その他		・審議会委員の名前と写真を配布して欲しい。	越ヶ谷	233
その他		・市長からの委嘱を受けて審議会ができたとの説明があったが、審議会のメンバーが良く分からない。メンバーの紹介をして欲しい。	越ヶ谷	234
その他		・８月からの流れを追うと、審議会委員に感謝したい気持ちだ。	越ヶ谷	235
その他		・説明会での説明が分かり易くてよかった。	出羽	236

関連する章	関連する条	質問・意見の内容	地区	№
その他		・審議委員の方は大変だったと思う。お疲れさまでした。	増林	237
その他		・審議委員の努力に敬意を表したい。	大袋	238
その他		・自治会の役員会で、素案を配布して勉強会をしたい。	出羽	239
その他		・外国人市民への対応はどのように考えているのか。	越ヶ谷	240
その他		・意見というより要望に近いのだが、我孫子市では宝くじの売上金の一部を利用して、衣装や太鼓などを購入するなど伝統文化の保存を支援している。伝統を継承していくためには必要だと思う。	大沢	241
その他		・出羽が好き⇒18名／18名、出羽は住みやすい⇒12名／18名	出羽	242